

特別徴収の事務取扱要領について（お願い）

★特別徴収とは

○納税者の便宜をはかる目的から、納税者が一年間に納めなければならない村民税・都民税を12か月に分けて、（月割額は6月から翌年5月まで）毎月給与が支払われる際、差し引いて納入していただくのが特別徴収の制度です。

★特別徴収義務者及び特別徴収税額の納入の方法

- 地方税法第41条及び第321条の4並びに檜原村税賦課徴収条例第45条の規定によって指定を受けられた給与の支払者を特別徴収義務者といいます。
- 特別徴収義務者は納税者に係る特別徴収税額の月割額を毎月給与を支払う際に徴収し、その合計額を納入書により翌月10日（土曜・日曜・祝日に当るときは翌日又は、翌々日）までに指定金融機関又は収納代理金融機関から納入してください。

★特別徴収税額の変更

○確定申告書の提出や、その他の事由により税額が変更する必要がある場合は、村民税・都民税特別徴収税額変更通知書を送付いたしますので変更以後の徴収額は、新しく通知のあった税額により徴収してください。

★納税者に異動があった時等

- 納税者が退職・転職・休職等の事由により異動があった時は、異動届出書を翌月の10日までに必ず提出してください。記入につきましては記載例（6ページ）を参照してください。
- 異動届出書の提出が遅れますと、納税者に送付する普通徴収の納期に影響するなど、ご迷惑がかかりますのでご協力をお願いします。

★納税者が転勤し特別徴収を継続する場合

○納税者が転勤又は退職後、新たな勤務先で引き続き特別徴収を希望される場合は、異動届出書に前事業所で該当する事項を記入し新たな勤務先を経由して送付してください。

★納税者が退職・休職・長欠などの場合の一括徴収制度について

- 12月31日までの間に退職された方で、本人から一括徴収の申し出があった時は残税額を一括徴収して翌月10日までに納入してください。
- 地方税法第321条の5第2項により、1月1日から4月30日までの間に退職された方は、5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の額が残税額を超えるときは、本人の申し出がなくても給与又は退職手当等の支払いをする際に一括徴収することが義務づけられていますので、必ず一括徴収をしてください。

★退職者に退職手当等の支払いがあった場合

- 退職者に退職所得分離課税に係る所得割の納入税額がある場合は、納入書表面の退職所得分の欄にその税額を記入し、翌月10日までに納入書によって納入してください。
- 納入書裏面の「村民税・都民税納入申告書」にも必要事項を記入してください。

★月割額を翌月10日までに納入出来なかった場合

- 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1ヶ月を経過するまでの日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第39条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特定基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあたっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあたっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。
また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合は財産差押え等の滞納処分を受けることになります。

★納期の特例について

- 地方税法第321条の5の2により、特別徴収税額の納期の特例（給与の支払を受ける方が常時10人未満の事務所・事業所その他これらに準ずるもの）を受けられる場合はご連絡ください。

★金融機関の地方税納入代行サービス（口座振替契約）等を利用される場合

- お取引先金融機関へお問い合わせください。なお、金融機関によってはご利用いただけない場合もあります。

★郵便局を利用される場合

- 郵便局を利用して納入することになった場合は、しおりの「指定通知書」に年月日および郵便局名を記入し、第一回納入の際に郵便局に提出してください。